

猪名川町危険木伐採等事業補助金交付要綱

令和8年6月1日

要綱第78号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅等への倒木被害から人命及び財産を保護するため、町内の危険木の伐採、撤去及び処分（以下「伐採等」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「危険木」とは、町内における森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林内にある胸高直径が20センチメートル以上かつ樹高が5メートル以上の立木で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 倒木により住宅その他の建物等（以下「住宅等」という。）に損害を与えるおそれのあるもの
- (2) 倒木により通行の支障となるおそれのあるもの
- (3) その他町長が特別に認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第2号及び第3号に規定する補助対象者は、危険木を所有する者から危険木の伐採等について承諾を得なければならない。

- (1) 危険木を所有する者
- (2) 危険木の倒木により直接的な被害を受けるおそれのある住宅等の所有者又は管理者
- (3) 危険木の倒木により人命への被害や通行の支障が生じるおそれのある道路が存する地域の地元自治会及びその他団体の代表者等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 前項第1号の土地の所有者及び同項第2号の住宅等の所有者又は管理者が同一、同居、又は生計を一にしている者
- (2) 補助金の交付を受けようとする危険木の伐採について、他の補助金等の交付の対象

となる者

- (3) 猪名川町から課税された税を滞納している者
- (4) 猪名川町暴力団排除に関する条例（平成24年猪名川町条例第7号）第2条第4号から第6号までに該当する者
- (5) その他町長が不適切と認める者
（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 危険木の伐採等に要する経費
 - (2) その他町長が必要と認めるもの
- 2 危険木等を有価物として処分する際は、可能な限り猪名川町森林組合へ処分することを基本とし、その場合、対象経費からその売却代金を控除した経費とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の3分の2以内とし、30万円を上限とする。なお、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 補助金の交付は、1人（その生計同一者を含む。）につき同一年度において1回限りとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、危険木を伐採する前に猪名川町危険木伐採等事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 伐採等に要する経費の内訳がわかる見積書の写し（売却処分する場合は売却の見積書を含む。）
- (3) 位置図（伐採等を行う場所及び危険木と対象住宅等との配置が確認できる図面等）
- (4) 危険木の伐採等を行う前の写真
- (5) 危険木の伐採等に関する承諾書（様式第3号）（他人の土地の危険木である場合）
- (6) 誓約書（様式第4号）
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、猪名川町危険木伐採等事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）にあたり、必要な条件を付すことができる。

(交付決定の変更)

第8条 交付決定を受けた者は、交付決定の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、猪名川町危険木伐採等事業補助金変更交付申請書（様式第6号）に、第6条各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、変更の可否を決定し、猪名川町危険木伐採等事業補助金変更交付決定（却下）通知書（様式第7号）により、交付決定を受けた者にその旨を通知するものとする。

(廃止の届出)

第9条 交付決定を受けた者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに猪名川町危険木伐採等事業中止・廃止届出書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、事業を完了したときは、その完了した日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、猪名川町危険木伐採等事業実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第10号）
- (2) 伐採等に要した経費の内訳がわかる請求書、支出を証明する領収書等の写し
- (3) 有価物として売却処分した場合は売却金額を証する書類
- (4) 危険木の伐採等を行った後の写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに補助金額を確定し、猪名川町危険木伐採等事業補助金額確定通知書(様式第11号)により、交付決定を受けた者に通知する。

(請求及び交付)

第12条 交付決定を受けた者は、前条の規定による補助金額の確定後、補助金の交付を受けようとするときは、猪名川町危険木伐採等事業補助金請求書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第13条 町長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消した部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定め、その返還を命ずるものとする。

(調査)

第14条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定を受けた者に対し、補助金の執行状況等について必要な書類、帳簿等を調査し、又は報告を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

猪名川町長 あて

住 所
氏 名
電話番号

猪名川町危険木伐採等事業補助金交付申請書

猪名川町危険木伐採等事業補助金の交付を受けたいので、猪名川町危険木伐採等事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

また、交付決定の審査に必要な範囲で、町職員が町税の課税状況及び納付状況を確認することに同意します。

記

- 1 危険木の所在地 川辺郡猪名川町
- 2 危険木が所在する土地の所有者または管理者
住所
氏名
- 3 被害を受けるおそれのある者
住所
氏名
- 4 全体事業費 金 円
- 5 補助金申請額 金 円
※補助金申請額は、事業に要する経費の3分の2以内（千円未満切り捨て）とし、上限は30万円とする。
- 6 事業の実施時期 年 月 日から 年 月 日まで
- 7 添付書類
 - (1) 収支予算書（様式第2号）
 - (2) 伐採等に要する経費のわかる見積書の写し（売却処分する場合は売却の見積書を含む。）
 - (3) 位置図（伐採等を行う場所及び危険木と対象住宅等との配置が確認できる図面等）
 - (4) 危険木の伐採等を行う前の写真
 - (5) 危険木の伐採等に関する承諾書（様式第3号）（他人の土地の危険木である場合）
 - (6) 誓約書（様式第4号）
 - (7) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

収 支 予 算 書

（1）収入の部

項 目	金 額（円）	備 考
町補助金		猪名川町危険木伐採等事業補助金
自己資金		
計		

（2）支出の部

項 目	金 額（円）	備 考
計		

※収入と支出の計は、必ず一致すること。

様式第3号（第6条関係）

危険木の伐採等に関する承諾書

年 月 日

猪名川町長 あて

申請者（氏名： ）が本事業の補助を受け、私の所有する下記の土地にある樹木等を伐採・除去・処分することを承諾します。

（土地所有者）

住 所

氏 名

電話番号

（土地の所在）

様式第4号（第6条関係）

誓 約 書

猪名川町長 あて

私は、猪名川町危険木伐採等事業補助金の交付を申請するに当たり、下記の事項を誓約します。

記

- 1 危険木の伐採の際は、あらかじめ周辺住民に周知するなど、紛争防止に努めます。
- 2 本申請に関して、危険木の伐採等については、所有者等の承諾を得ており、万が一、紛争が生じた時は、申請者において責任をもって処理します。

年 月 日

申請者名 (※)

(※) 自署しない場合は、記名押印してください。

様

猪名川町長

猪名川町危険木伐採等事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で交付申請のあった猪名川町危険木伐採等事業補助金については、下記のとおり交付することを決定（却下）したので、猪名川町危険木伐採等事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

交付決定

却下

- 1 補助金の名称 猪名川町危険木伐採事業補助金
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付の条件
 - (1) 年 月 日までに事業を完了すること。
 - (2) 本町が求める報告（書類の提出を含む。）及び検査（立入検査を含む。）に協力すること。
 - (3) 危険木の伐採の際は、事前に周辺住民に周知すること。
- 4 却下の場合、その理由

年 月 日

猪名川町長 あて

住 所

氏 名

電話番号

猪名川町危険木伐採等事業補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた補助金について、下記のとおり、その内容を変更したいので、猪名川町危険木伐採等事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金の名称 猪名川町危険木伐採等事業補助金
- 2 変更交付申請額 金 円（変更前 金 ）
- 3 変更の内容及び理由
- 4 添付書類（該当するもののみ）
 - (1) 収支予算書（様式第2号）＜変更後＞
 - (2) 見積書（売却処分する場合は売却の見積書を含む。）＜変更後＞
 - (3) 事業実施位置が分かる地図等＜変更後＞
 - (4) 危険木の伐採前の写真＜変更後＞
 - (5) 危険木の伐採等に関する承諾書（様式第3号）（他人の土地の危険木である場合）
 - (6) 誓約書（様式第4号）
 - (7) その他町長が必要と認める書類

様

猪名川町長

猪名川町危険木伐採等事業補助金変更交付決定（却下）通知書

年 月 日付で変更交付申請のあった猪名川町危険木伐採等事業補助金については、下記のとおり交付額を変更することを決定（却下）したので、猪名川町危険木伐採等事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

決定

却下

1 補助金の名称 猪名川町危険木伐採等事業補助金

2 既交付決定額 金 円

3 変更後の交付決定額 金 円

4 交付の条件

- (1) 年 月 日までに事業を完了すること。
- (2) 本町が求める報告（書類の提出を含む。）及び検査（立入検査を含む。）に協力すること。
- (3) 危険木の伐採の際は、事前に周辺住民に周知すること。

5 却下の場合、その理由

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

猪名川町長 あて

住 所

氏 名

電話番号

猪名川町危険木伐採等事業中止・廃止届出書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた猪名川町危険木伐採等事業補助金について、猪名川町危険木伐採等事業補助金交付要綱第9条の規定により事業を中止・廃止したいので届け出ます。

記

中止・廃止の理由

年 月 日

猪名川町長 あて

住 所

氏 名

電話番号

猪名川町危険木伐採等事業実績報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた補助事業を完了したので、猪名川町危険木伐採等事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり実績を報告します。

記

1 伐採期間	着手年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日

2 既交付決定額 金 円

3 事業費（実行額） 金 円

4 補助金額 金 円

5 添付書類

- (1) 収支決算書（様式第10号）
- (2) 伐採等に要した経費の内訳がわかる請求書、支出を証明する領収書等の写し
- (3) 有価物として売却処分した場合は売却金額を証する書類
- (4) 危険木の伐採等を行った後の写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第10号（第10条関係）

収支決算書

(1) 収入の部

項目	金額(円)	備考
町補助金		猪名川町危険木伐採等事業補助金
自己資金		
計		

(2) 支出の部

項目	金額(円)	備考
計		

※収入と支出の計は、必ず一致すること。

様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町危険木伐採等事業補助金額確定通知書

年 月 日付で、実績報告書の提出があった猪名川町危険木伐採等事業補助金については、その交付額を下記のとおり確定したので、猪名川町危険木伐採等事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により通知します。

記

1 補助金確定額 金 円

様式第12号（第12条関係）

年 月 日

猪名川町長 あて

住 所

氏 名

印

電話番号

猪名川町危険木伐採等事業補助金請求書

年 月 日付 第 号により確定通知を受けた猪名川町危険木伐採等事業補助金について、猪名川町危険木伐採等事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

なお、口座名義人が申請者と異なる場合は、猪名川町危険木伐採等事業補助金の受領を下記の口座名義人に委任します。

記

金融機関名	銀行・農協 信用金庫 信用組合	本店 支店
金融機関コード	<input type="text"/>	店番号 <input type="text"/>
預金種別	1 普通・総合 2 当座 3 貯蓄	
口座番号		
(フリガナ) 口座名義人		

※通帳の口座番号等がわかる部分の写しを添付すること。